

～那須平成の森 犬のお預かり規約～

- 第1条 お預かりする犬が、以下のことに該当する場合、犬をお預かりすることはできません。また、飼い主は虚偽の申請をしないものとします。
- 体調不良や病気の発症やおもちゃ等の誤食が認められる場合
 - 6ヶ月以下、もしくは10歳を超える場合
(※加齢による心身の不調がみられる場合は、お預かりできません。)
 - 妊娠中、生理中および生理後3週間以内の場合
 - 狂犬病および混合ワクチン未接種の犬(さらに、動物病院からのワクチン免除証明書を持っていない犬)
 - 他の動物に感染の可能性がある疾病や寄生虫に感染している犬
 - 他の利用者および他の犬を追い回す、攻撃する、咬みつく危険性のある犬
 - 吠えの激しい犬
 - トイレのしつけが済んでいない犬
 - クレートやサークルで大人しく待てない犬
- (犬のお預かりはクレートもしくはサークルを使用してお預かりとなります。この環境に慣れていない、また、お留守番慣れしていない犬は周囲の環境の変化により不安になり、床や側面にマズルをぶつけ怪我をする場合があります。また、ゲージの扉を引っ掻くなどの行為があった場合、思わぬ怪我となる場合があります。)
- 第2条 お預かり中、犬の様子が急変するなど、様子の变化に気づいた時点で飼い主さんにご連絡致します。その際、感染症が疑われる場合には他の犬から速やかに隔離し、怪我や体調不良などの場合には最寄りの動物病院にて早急に処置致します。その際に発生した入院・治療費などは飼い主様のご負担となります。
- 第3条 お預かり申込用紙支払い確認証に、犬のお迎えの時間を記載してください。犬のお迎え時間が遅れる場合は、必ず那須平成の森フィールドセンターまでご連絡願います。連絡がなく、こちらからの連絡にもお返事をいただけない場合や、理由なくお迎えに来ていただけない場合には、行政機関と連携し法的な対処を取ることがあります。
- 第4条 感染症に関しては潜伏期間や経路の特定が困難なため責任は負いかねます。
- 第5条 当施設で防ぐことのできない特異体質等による病気、止むを得ない原因による失踪、死亡、損傷の場合、直ちにご連絡いたします。ただし賠償・損害補償などの請求はできません。
- 第6条 クレートやサークルなど施設内の備品を破損させた場合、実費を請求させていただく場合があります。
- 第7条 災害に起因するすべての事故による失踪、死亡、損傷の場合、賠償・損害補償などの請求はできません。
- 第8条 お引き取り後に発見・発生したすべての病気や怪我に対する治療費などの補償請求はできません。
- 第9条 犬のお預かりに業務に関わる写真など(犬の様子、飼い主個人が特定されない後ろ姿や加工された写真)を SNS で配信する場合があります。
- 第10条 本業務で取得する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報等取得に関するお知らせ」をご確認の上でお申し込みください。
- 第11条 申し込み用紙へのご署名をもって、上記の規約内容が承諾されます。